

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
26 年－ 12 (26. 6. 10)	福祉保健	<p>要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増中止を求め る意見書の提出について</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>医療・介護総合法案によれば、「要支援者に対する介護予防給付について市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである」として要支援者を介護保険サービスから外すことを打ち出したが、次の問題点を指摘せざるを得ない。</p> <p>(1) 要支援者こそ心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要としているが、一律に必要な介護を奪うものである。また、介護サービスを利用して独居で暮らしている方から自立した生活を奪うことも意味し、介護保険の本来の趣旨にも反する。</p> <p>(2) 訪問介護や通所介護などが市町村の地域包括推進事業に移行した場合、給付内容は市町村の裁量に任せられ人員や運営基準もなくなるため、給付内容で自治体間の格差が広がり介護の質の低下が懸念される。高齢者が増加する中で「安心できる介護」を確立するためには、今までどおり介護保険給付（介護予防給付）で実施することが必要である。</p> <p>(3) 限られた財源と人材の中で新たな地域包括推進事業を運営することは、厳しい自治体財政をさらに圧迫することになりかねない。はたして必要なサービスを確保できるのかは定かではなく、市町村にも大きな負担を強いることが懸念される。</p> <p>(4) 154 万人もの人が介護保険サービスから外されることは、介護事業所の経営をも直撃する。介護事業所の倒産や介護労働者の失業も懸念され、不足している介護労働者の離職を促す結果となり、利用者からますます必要な介護を奪うものである。</p> <p>(5) 法案では「制度の持続可能性や公平性の観点から、一定以上の所得のある利用者負担は引き上げるべき」としている</p>	<p>鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤 田 安 一 (鳥取市末広温泉町 571)</p>

		<p>が、介護保険料は大幅に上がっており、2014年4月からは消費税率も上げられ、さらなる負担増は必要な介護を奪うことに繋がる。むしろ、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考える。</p> <p>▶陳情項目 次の事項の実現を図るため、国に意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1、要支援者に対する介護予防給付を継続すること。2、介護保険サービスの利用者負担を増やさないこと。3、介護保険財政に国が責任を持つこと。	
--	--	--	--